

不登校児童生徒等多様な学習支援の必要な児童生徒に対する
経済的支援制度の確立を求める意見書

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、文部科学省の調査によると全国で24万4,940人と、9年連続で増加しており、高水準で推移している。

また不登校の定義となっている年間欠席30日以上の条件にあてはまらないが、欠席の多い傾向があるなど、事実上の不登校状況にある児童生徒がいることを考慮すると文部科学省の調査だけでは、実態が把握しきれていないと言いき、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

さらに、不登校児童生徒の中には、発達障害の児童生徒も一定数いると考えられるなど、不登校の背景となる事情も多岐にわたり、医療的ケア児等、多様な視点での支援が必要となっている児童生徒への対応も必要となっている。

また、学校や教育委員会、フリースクール等民間施設の三者の連携が支援の質の確保につながることから、「不登校児童生徒支援協議会等」の設置に対して予算措置をされているところではあるが、更なる連携体制の整備への支援が必要だと考えられる。

以上のことから、教育機会確保法の基本理念に関する条文である、第3条に明記される、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」を確保するために、国におかれては、以下の具体的対策について、強く要請する。

- 1 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講じ、推進すること。
- 2 不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月10日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
文部科学大臣	永	岡	桂	子	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志